

訂正

記者発表資料
平成30年8月11日
施設整備課県立施設第二班
担当：福地（内線3554）

古川黎明高等学校敷地内におけるブロック塀の撤去工事について

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀倒壊事故を受けて、県教育委員会が実施した安全点検等の状況調査結果を踏まえ、古川黎明高等学校において下記のとおりブロック塀を撤去することとしましたので、お知らせします。

記

1 工事日時 7日（火）

平成30年8月6日（月）13:00から

2 工事場所

古川黎明高等学校（大崎市古川諏訪1丁目4-26）

3 工事概要

校地東側の隣地との境界にあるブロック塀（高さ約1.5メートル、長さ約12メートル及び高さ約1.1メートル、長さ約40メートル）について、控え壁がない部分があり現行の建築基準法施行令（※印参照）に適合していないほか、ひび割れや破損があるため撤去するものです。

4 工事連絡先

古川黎明高等学校 事務室 総括主幹（事務次長）内海 充也

電話：0229-22-3148

5 その他

県教育委員会では、県立学校敷地内のブロック塀等については、原則として全て撤去することとしており、他の県立学校については、ブロック塀の撤去及び撤去後のネットフェンス等の設置も含め、契約手続きが整った県立学校から順次撤去工事を実施していきます。

※【参考】 建築基準法施行令 抜粋

（組積造のへい）

第61条 組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、1.2メートル以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上とすること。
- 三 長さ4メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控え壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。

四（略）

（塀）

第62条の8 補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ1.2メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。（ただし以下 略）

- 一 高さは、2.2メートル以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15センチメートル（高さ2メートル以下の塀にあつては、10センチメートル）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径9ミリメートル以上の鉄筋を縦横に80センチメートル以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ3.4メートル以下ごとに、径9ミリメートル以上の鉄筋を配置した控え壁で基礎の部分において壁面から高さの5分の1以上突出したものを設けること。
- 六及び七（略）